

事業主の皆様へ 正規雇用すると一人当たり **最大180万円** を支給します

東京都は障害者や難病患者の安定雇用と処遇改善を推進します！

東京都障害者安定雇用 奨励金のご案内

奨励金 の 概要

- ※1：雇入れ奨励金の②及び転換奨励金の②の要件については、令和3年10月1日以降に雇入れ又は転換した場合に適用されます。
※2：転換奨励金の⑤の要件については、令和3年7月1日以降に雇入れした場合に適用されます。
※1、2について、それより前に雇入れ又は転換した場合については改正前の要件が適用されます。



東京都は、障害や難病のある方が希望とやりがいを持って、いきいきと活躍できる社会の実現を目指しています。このため、安定的な雇用と処遇改善に取り組む企業を応援し、奨励金を支給します。

1. 雇入れ奨励金 障害者等を正規雇用や無期雇用で採用した場合

【主な支給要件】 ※この他にも要件があります

- ①一週間の所定労働時間が20時間以上の無期雇用労働者として雇入れていること
- ②中小企業：雇入れた労働者に支払われる賃金が、雇入れ後も継続して常に最低賃金を3%以上上回る額であること（※1）
大企業：雇入れた労働者に支払われる賃金が、雇入れ後も継続して常に最低賃金を5%以上上回る額であること（特例子会社）
- ③雇入れた労働者に適用される次のいずれか二つ以上の制度を設けていること
・昇給制度 ・賞与制度 ・通院有給休暇又は病欠有給休暇制度 ・テレワーク制度
・フレックスタイム制度 ・通勤緩和制度 ・時間単位での年次有給休暇制度 ・永年勤続表彰制度
- ④雇入れ後6か月間の評価を行い、今後の育成方針を策定すること
- ⑤特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース又は発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）の支給決定通知を受けていること（裏面の申請期間・申請方法をご確認ください）

【支給金額】 障害者等一人当たり **中小企業：150万円 大企業：100万円**
(特例子会社)

さらに、**精神障害者**を正規雇用・無期雇用で雇入れた場合は上記金額に**30万円加算**

2. 転換奨励金 障害者等を有期雇用から正規雇用や無期雇用へ転換した場合

【主な支給要件】 ※この他にも要件があります

- ①有期雇用労働者を無期雇用（一週間の所定労働時間20時間以上）に転換していること
- ②中小企業：転換後の賃金が、転換前の賃金より3%以上昇給していること又は最低賃金を6%以上上回っていること
及び転換後も継続して常に最低賃金を3%以上上回る額であること（※1）
大企業：転換後の賃金が、転換前の賃金より5%以上昇給していること又は最低賃金を10%以上上回っていること（特例子会社）
及び転換後も継続して常に最低賃金を5%以上上回る額であること
- ③転換した労働者に適用される次のいずれか二つ以上の制度を設けていること
・昇給制度 ・賞与制度 ・通院有給休暇又は病欠有給休暇制度 ・テレワーク制度
・フレックスタイム制度 ・通勤緩和制度 ・時間単位での年次有給休暇制度 ・永年勤続表彰制度
- ④転換後6か月間の評価を行い、今後の育成方針を策定すること
- ⑤特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）又はトライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）の支給決定通知を受けていること（※2）
（裏面の申請期間・申請方法をご確認ください）
- ⑥転換の日の前日から、支給対象企業に雇用される期間が過去3年以内の有期契約労働者であって、転換日から6か月以上の期間継続して雇用されている労働者であること

【支給金額】 障害者等一人当たり **中小企業：120万円 大企業：100万円**
(特例子会社)

さらに、**精神障害者**を正規雇用・無期雇用へ転換した場合は上記金額に**30万円加算**

詳細は、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」の当奨励金ページをご覧ください。

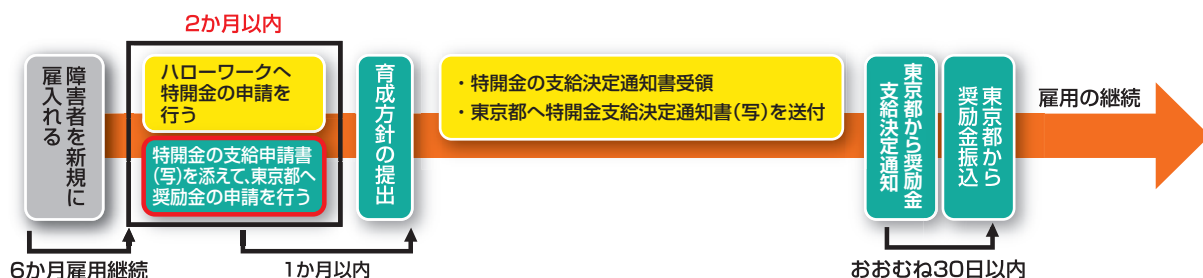
「TOKYOはたらくネット」 <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/antei-koyou/>

申請の流れ

東京都への申請時にハローワークへ特開金（転換の場合は特開金又はトライアル雇用助成金）の申請手続きを終えている必要があります。

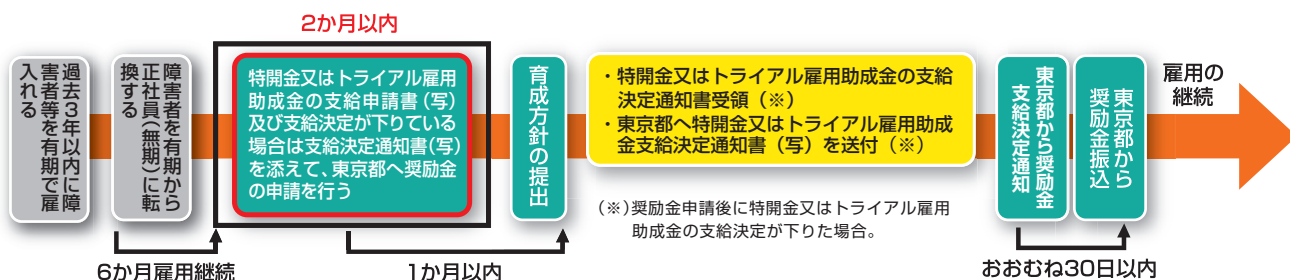
1. 雇入れ奨励金

対象となる労働者を採用した日より6か月経過した日から**2か月以内**に東京都へ申請してください。



2. 転換奨励金

対象となる労働者を転換した日より6か月経過した日から**2か月以内**に東京都へ申請してください。



申請方法

次の書類を用意して、下記担当まで郵送または持参にてご提出ください。

- ・郵送の場合は、記録が残る簡易書留等の方法により送付してください。
- ・持参の場合は、事前に電話予約の上お越しください。
- ・このほかの書類が必要となる場合があります。

【申請書類】

1. 雇入れ奨励金

- ①支給申請書 ②誓約書 ③支給対象者が障害者であることを確認できる書類の写し ④育成方針
- ⑤特開金支給申請書の写し ⑥その他

2. 転換奨励金

- ①支給申請書 ②誓約書 ③支給対象者が障害者であることを確認できる書類の写し ④育成方針
- ⑤特開金又はトライアル雇用助成金支給申請書の写し及び支給決定が下りている場合は支給決定通知書の写し ⑥その他

特開金とは以下のいずれかの助成金をいいます。

- ・特定求職者雇用開発助成金 特定就職困難者コース
- ・特定求職者雇用開発助成金 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

トライアル雇用助成金とは以下の助成金をいいます。

- ・トライアル雇用助成金 障害者トライアルコース

申請受付・問合せ

平日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

東京都産業労働局雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎21階北側

TEL:03-5321-1111（代）37-771～774（内）



※詳細については、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」の当奨励金ページをご覧ください。
「TOKYOはたらくネット」<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/antei-koyou/>